

【一次審査結果】

参加申込者数 : 5者

一次審査結果 : 板橋区情報システム統合運用業務委託プロポーザル方式実施要領第6条第4項により、参加者が5者以内であったため、参加資格要件のみ審査を実施した。

【二次審査結果】

事業者	A者		B者		C者		D者		E者	
	提案書	プレゼン	提案書	プレゼン	提案書	プレゼン	提案書	プレゼン	提案書	プレゼン
小計	4,069	421	3,673	318	3,551	332	4,228	367	3,093	309
合計	4,490		3,991		3,883		4,595		3,402	
順位	2位		3位		4位		1位		5位	

【最終結果】

【提案採用者】 D者

- 名称 トッパン・フォームズ・オペレーション株式会社
- 所在地 東京都港区東新橋1-7-3
- 提案価格 118,272,000円(税込)

【二次審査結果 評価点内訳】

審査項目及び審査基準		点数										
		A者		B者		C者		D者		E者		
		提案書	プレゼン	提案書	プレゼン	提案書	プレゼン	提案書	プレゼン	提案書	プレゼン	
	● 受託者のサービスレベルの評価及び報告の実績において、運用改善に関する活動や提言を行った実績があれば、その内容と効果を具体的に明記すること。また、これらの効果を本区が享受できる「明確な根拠(同等のシステム規模等)」を具体的に明記すること。	45		40		40		30		40		
8	本業務における成果物に対する提案	● 本区が求める納入成果物を作成・管理し、納入時期を遵守する旨を明記すること。	45		45		55		30		55	
		● 運用業務に係る各種ドキュメントについて、品質を確保するために講じる取り組み(内部レビューの体制、基準やルール等)を具体的に明記すること。	55	30	100	27	90	32	40	22	60	27
9	要望する提案内容	● スキル共有体制の構築方法において、企画提案者の「特徴」を具体的に示すこと。	140		130		120		110		170	
		● 企画提案者が提案するスキル共有体制によって本区及び企画提案者が得られる効果と、その効果が享受できるという「明確な根拠(実績等)」を具体的に明記すること。										
		● スキル共有体制の構築のほか、本区及び企画提案者がともに本業務を発展的に行うために必要な提案について、企画提案者の「実績」に基づき具体的に明記すること。また、当該実績に基づく提案が、両者にとって「有用性の高い効果(他社との比較優位性)」をもたらすことを具体的に明記すること。	18		26		22		15		20	
		● 業務仕様要件確認及び業務分析方法について、企画提案者の「特徴」を具体的に示すこと。										
		● 当該方法が、本区にとって「有用性の高い効果(他社との比較優位性)」をもたらすことを具体的に明記すること。また、これらの効果を本区が享受できる「明確な根拠(実績等)」を具体的に明記すること。	140		130		170		180		170	
		● PDCAについて、企画提案者の実績に基づいた令和元年度の提案書等を添付すること。なお、守秘義務の観点から、本区への提示が不可となる情報・項目については、秘匿・削除等の措置をして構わない。	30		24		24		24		18	
		● 守秘義務の遵守(個人情報の保護)について、企画提案者の考え方を具体的に明記すること。	170	50	160	40	170	40	170	50	90	28
		● 企画提案者が、その全従業員に対して行う個人情報の保護及び情報セキュリティ対策に関する教育制度について、具体的に「特徴」を明記すること。										
		● 当該特徴をもって本区に支援することが、本区にとって「有用性の高い効果(他社との比較優位性)」をもたらすことを具体的に明記すること。また、これらの効果を本区が享受できる「明確な根拠(実績等)」を具体的に明記すること。	120		130		170		150		110	
		● 外部への情報漏洩等、個人情報に係る事故が発生した場合の報告体制(本区への報告を含む。)及び当該被害が拡大しないための対策を具体的に示すこと。	110		150		160		150		90	
● 本業務に生じる情報セキュリティリスクとは何を想定しているか、具体的に明記すること。	170		150		170		160		110			
● 情報セキュリティリスクに対する分析・評価方法、対策案について、企画提案者の「特徴」を具体的に明記すること。												
● 対策案等が、本区にとって「有用性の高い効果(他社との比較優位性)」をもたらすことを具体的に明記すること。また、これらの効果を本区が享受できる「明確な根拠(実績等)」を具体的に明記すること。	150		120		120		160		90			
10	見積金額	● 見積金額は、次のア～カのいずれに該当しているか。 ア 契約上限額との差が20%以上……………50点 イ 契約上限額との差が15%以上20%未満……40点 ウ 契約上限額との差が10%以上15%未満……30点 エ 契約上限額との差が5%以上10%未満……20点 オ 契約上限額との差が5%未満……………10点 カ 積算に妥当性がない……………0点	60		60		60		300		60	
合計		4,069	421	3,673	318	3,551	332	4,228	367	3,093	309	